

一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会  
 大学院授業科目単位の S.E.N.S 養成セミナーポイント振替に関する規程  
 新旧対照表(2024年2月4日改定、2024年4月1日施行)

改定	現行
改定:2024年2月4日	制定:2023年2月5日
<p>第1条 一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会の特別支援教育士資格認定規程の附則 5-B に基づき、大学院授業科目単位の S.E.N.S 養成セミナーポイントへの振替について本規程を定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>4. 本規程第 4 条にいうポイント振替の対象者は、次の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 振替制度を利用して取得したポイント数が、養成セミナー講義科目ポイント数(30ポイント)に満たない場合は、オンライン養成セミナーを受講して不足ポイント分を取得する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5. 本規程第 4 条にいうポイント振替の申請と更新の手続きは、次の通りとする。</p> <p>(1) ポイント振替を申請する際には、<u>本協会</u>が定める次の書類を提出して、審査を受けなければならない(※申請書類書式は協会に請求のこと)。</p> <p>① 様式1 大学院ポイント振替申請書          ② 様式2 ポイント振替科目対照表          ③ 様式3 ポイント振替申請科目 授業担当教員一覧          ④ 様式4 ポイント振替申請科目のシラバス・キーワード等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 授業科目の内容や授業担当教員が変更された場合には、<u>本協会</u>に届け出て、当該授業科目についての再審査を受けなければならない。</p> <p>7. <u>本規程は、2024年2月4日に一部改定し、2024年4月1日より施行する。</u></p>	<p>第1条 一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会の特別支援教育士資格認定規程の附則 5-B、5-C 及び7-(3)に基づき、大学院授業科目単位の S.E.N.S 養成セミナーポイントへの振替について本規程を定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>4. 本規程第 4 条にいうポイント振替の対象者は、次の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 振替制度を利用して取得したポイント数が、養成セミナー講義科目ポイント数(30ポイント)に満たない場合は、オンライン養成セミナーを受講して不足ポイント分を取得する<u>こと</u>。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5. 本規程第 4 条にいうポイント振替の申請と更新の手続きは、次の通りとする。</p> <p>(1) ポイント振替を申請する際には、<u>一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会(以下、協会)</u>が定める次の書類を提出して、審査を受けなければならない(※申請書類書式は協会に請求のこと)。</p> <p>① 様式1 大学院ポイント振替申請書          ② 様式2 ポイント振替科目対照表          ③ 様式3 ポイント振替申請科目 授業担当教員一覧          ④ 様式4 ポイント振替申請科目のシラバス・キーワード等</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 授業科目の内容や授業担当教員が変更された場合には、<u>協会</u>に届け出て、当該授業科目についての再審査を受けなければならない。</p>